

新型コロナウイルス感染症 対策本部会議

日時：令和2年3月27日（金） 午前10時40分～

場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）

※各総合事務所等とテレビ会議を接続

出席：知事、副知事、統轄監

交流人口拡大本部、危機管理局、総務部、地域づくり推進部

福祉保健部、子育て・人財局、生活環境部、商工労働部

農林水産部、教育委員会、警察本部、病院局

東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所

日野振興センター、東京本部、関西本部、鳥取市保健所

アドバイザー（鳥取大学医学部 景山教授、千酌教授、

鳥取県立中央病院医療局 宇都宮副局長、医療局救急科 岡田部長、

鳥取県立厚生病院医療局 岡田局長）

※各市町村、消防局には衛星配信を実施

会議内容

- 1 鳥取県新型コロナウイルス感染症対策行動計画の制定について
- 2 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部の設置について
- 3 入院医療体制の整備について
- 4 国ガイドラインを踏まえた学校の教育活動について
- 5 県民の皆様へのお願い
- 6 その他

1 鳥取県新型コロナウイルス感染症対策
行動計画の制定について
(行動計画は別添)

新型インフルエンザ等対策特別措置法(抄)

(平成二十四年法律第三十一号)

【都道府県行動計画】

第七条 都道府県知事は、政府行動計画に基づき、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画(以下「都道府県行動計画」という。)を作成するものとする。

2 都道府県行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項

二 都道府県が実施する次に掲げる措置に関する事項

イ 新型インフルエンザ等の都道府県内における発生の状況、動向及び原因の情報収集並びに調査

ロ 新型インフルエンザ等に関する情報の市町村、指定地方公共機関、医療機関、事業者及び住民への適切な方法による提供

ハ 感染を防止するための協力の要請その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置

ニ 医療従事者の確保その他の医療の提供体制の確保に関する措置

ホ 物資の売渡しの要請その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

三 市町村及び指定地方公共機関がそれぞれ次条第一項に規定する市町村行動計画及び第九条第一項に規定する業務計画を作成する際の基準となるべき事項

四 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項

五 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し都道府県知事が必要と認める事項

3～6 省略

【政府対策本部の設置】 2020. 3. 26閣議決定

第十五条 内閣総理大臣は、前条の報告があったときは、当該報告に係る新型インフルエンザ等にかかった場合の病状の程度が、感染症法第六条第六項第一号に掲げるインフルエンザにかかった場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であると認められる場合を除き、内閣法(昭和二十二年法律第五号)第十二条第四項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣に新型インフルエンザ等対策本部(以下「政府対策本部」という。)を設置するものとする。

2 内閣総理大臣は、政府対策本部を置いたときは、当該政府対策本部の名称並びに設置の場所及び期間を国会に報告するとともに、これを公示しなければならない。

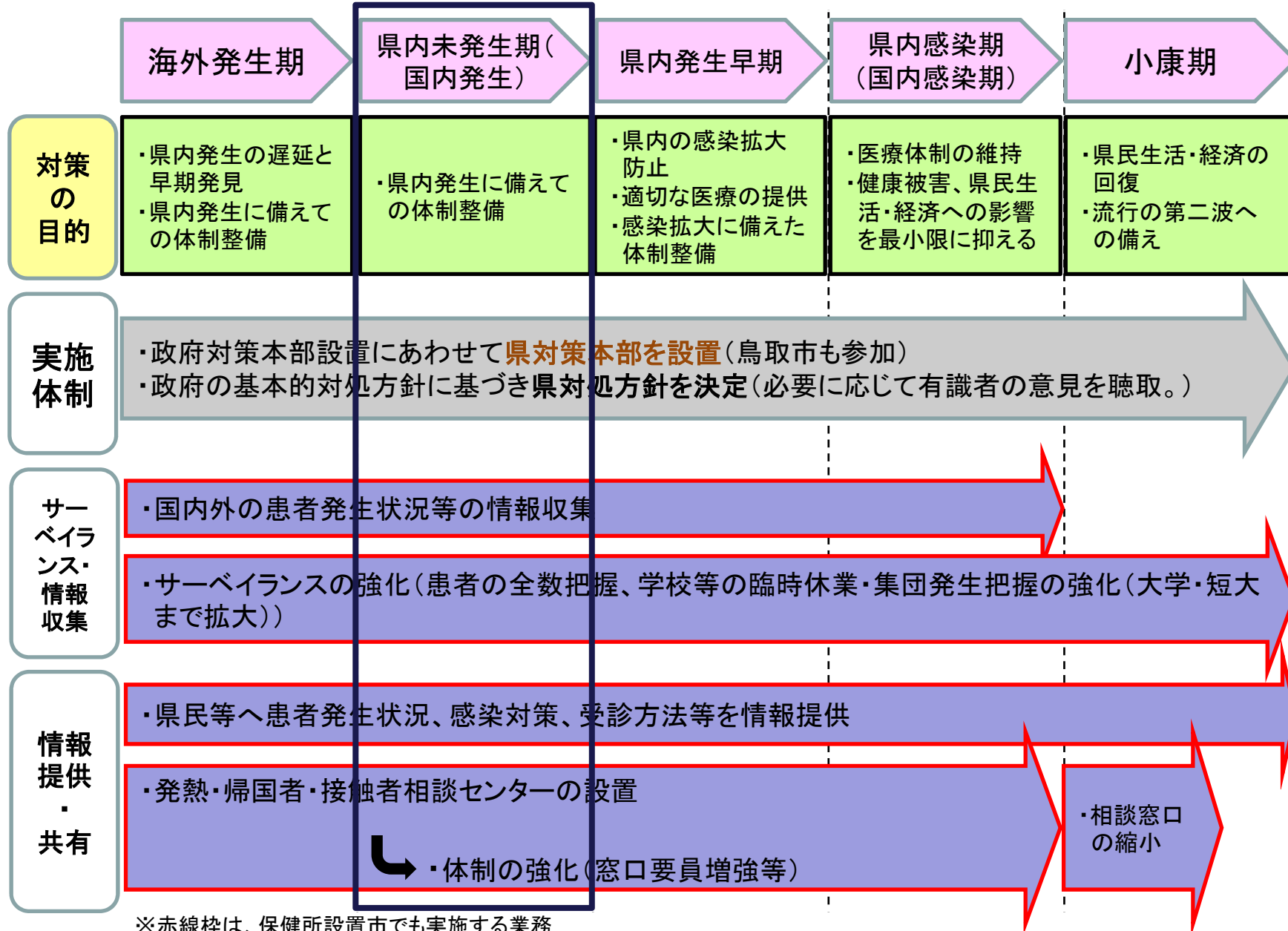
【都道府県対策本部の設置及び所掌事務】

第二十二条 第十五条第一項の規定により政府対策本部が設置されたときは、都道府県知事は、都道府県行動計画で定めるところにより、直ちに、都道府県対策本部を設置しなければならない。

2 都道府県対策本部は、当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

新型コロナウイルス感染症における発生段階ごとの対策の概要

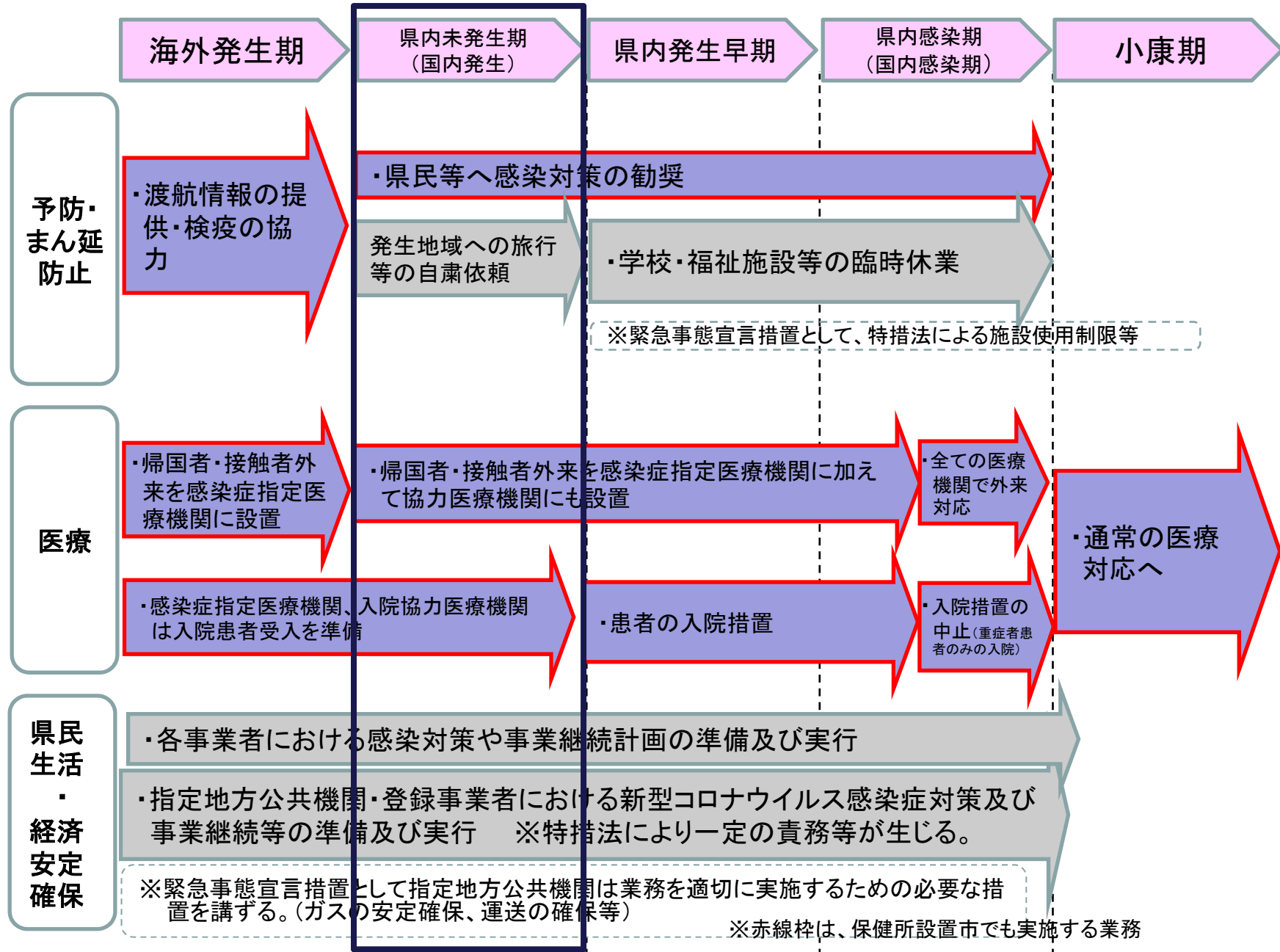
※対策の時期は目安であり、発生状況等に応じて柔軟に対応することとなる。



※赤線枠は、保健所設置市でも実施する業務

新型コロナウイルス感染症における発生段階ごとの対策の概要

※対策の時期は目安であり、発生状況等に応じて柔軟に対応することとなる。



2 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部の設置について

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく 対策本部の設置

1 都道府県対策本部の名称

新型インフルエンザ等対策特別措置法第22条に基づく鳥取県対策本部

2 対策本部の組織

本部長：知事

副本部長：副知事、統轄監、米子保健所長、倉吉保健所長、
鳥取市保健所長は参与として副本部長待遇で参加

本部長：教育長、警察本部長、各部局長等（令和新時代創造本部長、交流人口拡大本部長、危機管理局長、総務部長、地域づくり推進部長、福祉保健部長、子育て・人財局長、生活環境部長、商工労働部長、農林水産部長、県土整備部長、中部総合事務所長、西部総合事務所長、病院事業管理者）

※上記以外にアドバイザーが参加

3 設置期間

令和2年3月27日から政府対策本部の廃止の日まで

総務部の対応

■ 新型コロナウイルス感染症対策本部事務局体制の整備

今後の県内発生やオーバーシュート（爆発的な感染拡大）等に備え、危機管理局と福祉保健部との連携体制を強化して新型コロナウイルス感染症対策に特化した特別の体制を整備する。（※独立した執務室を確保）

【本務職員】 3名

事務局長

- ・ 福祉保健部理事監（新型コロナウイルス感染症対策担当）兼健康医療局長
- ・ 福祉保健部健康医療局健康政策課長
- ・ 福祉保健部健康医療局健康政策課感染症・新型インフルエンザ対策室長

【兼務職員】 5名

事務局次長

- ・ 農林水産部次長兼農林水産総務課長 兼福祉保健部参事監（新型コロナウイルス感染症対策担当）
- ・ 危機管理局危機対策・情報課長 兼福祉保健部参事（新型コロナウイルス感染症対策担当）
- ・ 危機管理局危機管理情報官 兼福祉保健部参事（新型コロナウイルス感染症対策担当）
- ・ 福祉保健部ささえあい福祉局福祉保健課長 兼福祉保健部参事（新型コロナウイルス感染症対策担当（事務総括））
- ・ 福祉保健部健康医療局医療政策課長 兼福祉保健部参事（新型コロナウイルス感染症対策担当）

3 入院医療体制の整備について

医療体制

1 患者が大幅に増えたとき(オーバーシュート)への対応

○重症者の受け入れ病床を確保していく。(3月27日時点:38床)

○県内の患者受け入れを調整する鳥取県入院医療トリアージセンターを3/23に福祉保健部医療政策課内に設置。

※構成員:各圏域感染症専門医、患者搬送コーディネーター(統括DMAT:広域調整担当)等
重症者の広域搬送体制を確保するため、各消防局に患者搬送について協力を要請し承諾を得た。

○県内におけるECMO(体外式膜型人工肺)治療の中核を担う高度医療人材を2名(集中治療医学会等専門医・救命医療学会等専門医)確保した。今後、研修等により人材育成を進める。

○軽症者等を自宅療養とする場合の家族内感染のリスクを下げるため、患者又は同居家族の滞在施設の確保を進める。

2 院内感染防止対策

○継続した医療提供体制を確保するため、

➡県内の医療スタッフに対して、国内を含む流行地への不要不急の出張・旅行等を自粛していただくよう3/25に県医師会から医師会会員に対して要請。

○院内感染防止について、改めて徹底する。

・発熱者等と、他の患者と接触しないように動線や診療室を分ける

・引き続き、地域の医療機関を守るため、発熱者等は事前に電話連絡してから受診するように県民へ周知徹底する。

4 国ガイドラインを踏まえた学校の教育活動 について

県行動計画及び国ガイドラインを踏まえた学校等の対応

教育委員会

・3月24日付の文部科学省のガイドライン等を踏まえつつ、感染防止対策の徹底を図った上で、必要に応じて春休み中も含めて学校教育活動を行っていくとともに、今後、県内で発生早期や感染期になった場合にも、状況に応じた学習機会等を提供

【一斉臨時休業に伴う学習の遅れへの対応】

・春休みの活用、夏休みの期間の短縮等も含め、可能な限り補充授業等を実施するなど必要な措置を講ずる。

【臨時休業の判断基準等】

・児童生徒や教職員等の中で新型コロナウイルス感染症患者が発生した時

→当該学校を、ひとまず14日間、臨時休業することを基本とし、福祉保健部局等と相談の上、休業の在り方を決定。

【児童生徒等】

・児童生徒等の感染が判明した場合は、学校保健安全法に基づく出席停止(治癒するまでの間)

・児童生徒等が、濃厚接触者にあたりと特定された場合は、学校保健安全法に基づく出席停止(14日間)

→県が感染拡大を防止するため地域的な一斉休業を要請したときは、生活圈や通学、通所等の状況等を勘案して設定する一定の区域内にある学校等は、未発生在所も含め、全て臨時休業することとする。

【臨時休業の際の留意事項】

・学習に著しい遅れが生じないよう、家庭学習支援、分散した登校日の設定、家庭訪問など、必要措置を講ずること。

・こどもの居場所確保について、担当部局と連携して判断・対応すること。(学校施設の積極的活用)

【その他】

・感染者濃厚接触者等に対する偏見や差別の防止 →チラシを作成し、配布

・新型コロナウイルスの影響等により、経済的に困難な家庭に対する支援(入学料減免、就学援助の実施等)

→震災時等に準じた支援を実施

※県対策本部会議の指示の下、県内の感染拡大状況を踏まえて対応する。

子育て・人財局の対応

➤ 私立中学校・高等学校について

- ・県立学校の対応を各私立中学校・高等学校に通知し、参考にしてもらう。
- ・就学支援金については、申請書類の提出にあたり、保護者の状況に応じて各学校が柔軟な取扱いを行うよう依頼する。
- ・また、急な離職等による家計急変については、各学校が行う授業料減免の措置について、県の授業料減免補助金により支援を行う。

➤ 大学等の授業料等について

- ・大学、短期大学等の高等教育機関の授業料については、国の就学支援新制度（いわゆる高等教育無償化事業）により、家計急変への対応が可能。
- ・また、日本学生支援機構の行う給付型奨学金も申請が可能。

➤ 保育士等修学資金貸付について

- ・家計急変の場合、貸与を行うことが可能。
- ・なお、対象者に周知するため、家計急変時の貸付について実施要綱に明記するよう、実施主体の鳥取県社会福祉協議会に依頼する。

➤ 放課後児童クラブについて

- ・小学校において児童または教職員の中で患者が発生した場合は、当該小学校は休業となるが、それに併設される放課後児童クラブについても閉所するよう要請する。
- ・なお、未発生为学校では、一定の区域内の感染防止のため臨時休業した場合を含め、引き続き教室などの学校施設や人材を活用して児童クラブを運営する。

5 県民の皆様へのお願い

海外への渡航自粛と帰国した方へお願い

1 日本から海外への渡航自粛について

現下の状況を踏まえ、感染症危険情報レベル3(渡航中止勧告)が出されている国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。

また、その他の国・地域であっても、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、渡航の是非や延期の必要性について、今一度ご検討いただき、海外への不要不急の渡航は止めてください。

2 海外から帰国した方の検疫等について

帰国した日の過去14日以内に「検疫強化対象地域」に滞在歴がある方は、健康状態に異常のない方も含め、検疫所長が指定する場所(自宅等)において14日間待機し、空港等からの移動も含め、公共交通機関を使わないでください。また、「入管法に基づく入国制限対象地域」に滞在歴のある方は、上記の取扱いに加え、全員にPCR検査と保健所等による定期的な健康管理が実施されます。地域内での感染拡大防止のために極めて重要ですので、必ずご協力ください。

海外から帰国された方は、万一感染した場合に速やかに保健所が対応できるよう、最寄りの発熱・帰国者・接触者相談センターに、あらかじめ、お名前などの登録にご協力をお願いします。

※感染症危険情報レベル、検疫強化対象地域及び入管法に基づく入国制限対象地域は刻々と変わっていますので、常に最新の国の情報を確認してください。

東京都等の感染防止対策への 協力をお願いについて

1 東京への不要不急の往来の自粛のお願い

東京都ほか周辺4県では、3月26日から人ごみへの不要不急の外出自粛を呼びかけています。

県民の皆様におかれては、ご自身の旅行計画について慎重にご検討をお願いします。

2 新年度を迎えるにあたり、東京へ転出される方へのお願い

また、新年度を迎えるにあたり、就職や就学などで東京へ転出される方におかれては、東京の感染拡大を防止するためにも、①密閉空間、②多くの人の密集する場所、③密接した会話を避ける、など感染予防の徹底に御協力をお願いします。

6 その他

マスク等の配布

● 医療機関向けマスク

✓ 県の備蓄を活用し約22万枚を配布

✓ 国からの配布分（第1弾）として **158,600枚を配布**

→ マスクの在庫状況等に応じて、必要な医療機関に配布

- ・感染症指定医療機関、協力医療機関には1.5か月分の保有量を確保
- ・その他の病院、診療所、歯科診療所には1.0か月分の保有量を確保

✓ 4月以降も同様のスキーム（国が一括調達）でマスク配布を継続予定
（4月第2週に**第2弾:約15万枚**、第3週に**第3弾:約15万枚**の配布を予定）

● 福祉施設向けマスク

✓ 県の備蓄を活用し約4万枚を配布

✓ 今後、国から**布製マスク約11万枚（見込み）**が配分される予定

→ 施設の職員や利用者には「1人1枚」を基本に、

県の備蓄状況や各施設のマスクの在庫状況等を勘案して配布する

→ 各施設への配布に際しては、改めて感染予防の徹底等を依頼する

● 手指消毒用エタノール

✓ 鳥取県には **約1,600ℓが配分**されたところ（メーカーに発注済み）

→ 感染症指定医療機関等を中心に、まずは医療機関に必要量を配布

✓ 4月以降も同様のスキーム（国が斡旋）で優先供給が継続される予定

総務部の対応

■ 職員の不要不急の県外出張の取りやめ

○ 東京都など感染状況が拡大傾向にある地域への出張は、原則行わないこと。

(インターネットを活用したウェブ会議 (電話・メール等) による代用を検討)

【参考】1都4県の対応

都道府県名	対応状況
東京都	今週末の不要不急の外出自粛を要請
埼玉県	今週末の不要不急の外出自粛を要請
千葉県	今週末、都内への不要不急の外出自粛を要請
神奈川県	今週末の不要不急の外出自粛を要請
山梨県	今週末、都内への不要不急の外出自粛を要請

- ・静岡県は東京都など感染拡大地域への不要不急の移動自粛の要請
- ・栃木、群馬、新潟、長野各県も東京都などへの訪問を控えるよう要請

総務部の対応

■ 職員が感染した場合の対応

- ✓ 感染した職員と接触があった職員のうち、保健所による疫学調査の結果、「濃厚接触者」と特定された職員は14日間の自宅待機命令

＜濃厚接触者の範囲＞

手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（2mが目安）で、必要な感染予防策（マスク等）なしで、感染者と接触があった者 等

- ✓ 相当数の職員が出勤不能となり、所属の業務が遂行できない状況が生じた場合は所属長の判断で事務分担の見直し等を行い、業務継続計画（BCP）に定める「非常時優先業務（＝県民生活等への影響を踏まえ、各所属が選定・抽出した業務）」に集中的に所属の人的資源を投入

※2/14に各所属に非常時優先業務の確認を依頼しているが、4/1の人事異動を迎えることから、有事を想定し自所属の非常時優先業務を確認するよう改めて全庁に指示する。

- ✓ 所属内での対応が困難になった場合、部局内で職員配置調整を行うとともに、必要に応じて総務部が他部局からの応援態勢を構築

総務部の対応

■ 新規採用職員の対応

✓ 4月1日付け鳥取県職員採用予定者の海外渡航・健康面のチェックを実施

◆ 3月中に海外渡航を行っていた者 9名（全員から体調不良の訴えなし）

→ 海外渡航者全員が帰国後14日を経過（本日 3/27 時点）

✓ 感染リスクを考慮した辞令交付式を実施

◆ 感染リスクの高い密閉した空間に、長時間集めることがないような工夫を行う

→ 晴天時の屋外開催や、辞令交付を代表者に絞るなどの短時間化

✓ 新規採用職員の集合研修開始時期の先送り

◆ 例年、4月一週目から開始する新採集合研修は、開始を2週間程度後ろ倒し

→ 開始までの間、4月1日に研修資料を配付して、自主学習を促す。

商工労働部の対応

○政府は、緊急経済対策（第3弾）を4月中にまとめる予定。

<政府動き>

- 3月27日 … 2020年当初予算の成立
- 4月上旬 … 国補正予算案 閣議決定（10日頃）
- 4月下旬 … 国補正予算案 成立

<緊急経済対策の主な骨格（新聞報道ベース）>

雇用維持	・所得が大幅減少した世帯への現金給付（1世帯当たり20～30万円） ・雇用調整助成金の拡充（助成率2/3 → 4/5（最大9/10）） ・固定資産税の減税や主要税（所得税・法人税等）の猶予
景気対策	・外食や旅行に使える商品券等の発行

<全国知事会による国への要望(3/24実施)>

- ・資金繰り支援の強化、売上が急減した事業者への緊急助成金、雇用調整助成金の拡充
- ・消費喚起策の実施（宿泊料金割引制度・地域振興券 等）
- ・自由度が高く、基金造成が可能な、柔軟な交付金制度の創設 等

○上記の国対策案を踏まえ、関係団体の意見を勘案の上、県の更なる対策を検討する。

<関係機関からの主な要望(3/23まとめ)>

- （早期）資金融資対策の拡充、雇用維持への支援、影響の大きい産業への売上減少に対する直接支援
- （回復期）観光誘客・消費喚起対策、販売促進への支援、等